

平成22年度Ⅲ期選抜募集要項

福島県立双葉高等学校

福島県双葉郡双葉町大字新山字広町80番地
〒979-1472 電話 0240-33-2131
FAX 0240-33-2378

I期選抜及びII期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

1 通学区域

保護者の居住する市町村が本校の通学区域又は隣接する通学区域に属すること。特別の理由により、他通学区域から出願する場合は、所定の手続きをとること。

なお、隣接する通学区域から出願する者のうち入学を許可される者は、本校第1学年生徒定員の20%以内とする。

2 募集定員

本校募集定員（160名）から、I期選抜及びII期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 出願資格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、I期選抜、II期選抜又は連携型選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成22年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

6 出願期間

平成22年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、80円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、平成22年3月17日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 平成22年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)の①に同じ）
- ② 健康診断書（平成22年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙（上記(1)の③に同じ）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（上記(1)の④に同じ）

なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に出願した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

また、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜において定時制課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出の詳細については、**自己申告書裏面を参照**すること。

9 県外等からの出願

(1) 県外からの出願者は、前記「7 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出しなければならない。本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

○ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

出願者は、平成22年3月18日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、Ⅲ期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校の校長は、先に出願した高等学校に、Ⅲ期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

③ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

(2) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(国語・数学・英語)を含む。

面接については、点数化する

(3) 小論文

小論文を実施する。

あるテーマについて、600字程度で自分の考えを論じる小論文とする。小論文については、点数化する。

14 選抜実施の日時等

- (1) 日 時 平成22年3月23日(火) 午前9時～(午前8時30分集合)
小論文 9:00～10:00
面接 10:10～
- (2) 集合場所 本校視聴覚室(北校舎3階)
- (3) 持参物 受験票、筆記用具、上履き
(ただし、下敷き、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。)
- (4) その他 面接終了時間については、出願期間終了後に在学(出身)中学校長に通知する。
控室で面接を待つ間、持参した書籍の読書や学習をしてもよい。

15 合格者発表

- (1) 平成22年3月24日(水)午後3時以降に、本校正面玄関前に発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。その際、受験票を提示すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 その他

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。